

令和3年1月8日

市内認可保育施設等を利用している
保護者の皆様へ

大和市こども部
ほいく課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育施設等への登園について

日頃から本市の保育行政に御理解と御協力をいただき、真にありがとうございます。

令和3年1月8日から、神奈川県は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態措置を講ずべき地域に指定されました。

本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の急拡大による緊急事態にあるという、強い危機感を持っておりますが、こうした状況の中にあっても、保育施設等は感染防止対策を徹底したうえで原則、開所するということが国や県から示されていることから、同様の対応とする判断をしております。

保護者の皆様におかれましては、県内でも感染者の爆発的な増加が現実には発生しかねない厳しい状況にあることや、人と人との接触を防いで感染の拡大防止を厳に徹底することが何より重要であることをご理解いただき、在宅で保育が可能な場合や、保育が必要な場合においても風邪症状等がある時には感染している可能性を考えて登園に際しては厳に慎重なご判断をいただくこと、また児童を預ける時間と日数は必要最小限度としていただくことについて、ご協力をお願い申し上げます。

なお、疾病等により在宅での保育が難しい方の利用までを妨げるものではございません。

また、本市として保護者の皆様にご案内することに合わせ、保育施設等の設置者からも登園に際して慎重にご判断いただくことについて、保護者の皆様にお伝えいただくよう依頼しておりますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

今回の緊急事態宣言の発出に伴い、保育施設等への登園自粛や保育の規模を縮小することなどは求められていないことから、利用者負担額の減免などの措置は行わないこととしております。

※本文に記載している内容については、現時点のものであるため、今後の状況によって変更する可能性があります。

連絡先：

○保育所の運営に関すること

保育指導係 046-260-5672

○保育施設等の利用者負担額に関すること

認定入所係 046-260-5607